

平取町森林整備計画【変更要旨】（令和8年4月1日）

【日高地域森林計画（道作成）変更に伴う変更】赤字にて記載

Ⅱ 森林の整備に関する事項

○間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
日高地域森林計画に合わせた記載事項の修正

・・・P.15

・修正前

（施業方法：中庸仕立て）

樹種 （生産目標）	施業方法	初回	2回	3回	4回	5回	間伐方法
カラマツ （一般材） 【ガイマツとの交配種を含む】	植栽本数 2,000本/ha 仕立て目標 400本/ha	17	24	31	39	—	選木方法 定性及び列状 間伐率（材積率） 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 7年 標準伐期齢以上 8年
トドマツ （一般材）	植栽本数 2,000本/ha 仕立て目標 400本/ha	22	29	36	43	—	選木方法 定性及び列状 間伐率（材積率） 20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 7年
アカエゾマツ （一般材）	植栽本数 2,000本/ha 仕立て目標 400本/ha	23	31	39	49	61	選木方法 定性及び列状 間伐率（材積率） 20～35% 間伐間隔年数（平均） 標準伐期齢未満 9年

（注1）「カラマツ間伐施業指針」「カラマツ人工施業の手引き」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道総合研究機構林業試験場発行）」等を参考とし、別紙、施業体系図のとおりとする。

（注2）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

・修正後

~~（施業方法：中庸仕立て）~~

樹種 (生産目標)	施業方法	初回	2回	3回	4回	5回	間伐方法
カラマツ (一般材) 【グイマツとの交配種を含む】	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 仕立て目標 400本/ha	17	24	31 32	39 40	—	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満7年 標準伐期齢以上8年
トドマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 仕立て目標 400本/ha	22 19	29 24	36 30	43 38	—	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満7年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 仕立て目標 400本/ha	23	31	39	49	61	選木方法 定性及び列状 間伐率(材積率) 20~35% 間伐間隔年数(平均) 標準伐期齢未満9年

(注1) 「カラマツ間伐施業指針」「カラマツ人工施業の手引き」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（(地独)北海道総合研究機構林業試験場発行）」等を参考とし、~~別紙、施業体系図のとおりとする。~~

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

○木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を

推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

日高地域森林計画に合わせた記載事項の修正

・・・P.19

・修正前

樹種	(参考) 主伐時期の平均直径	仕立て方法	主伐時期
省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	75年

・修正後

樹種	(参考) 主伐時期の平均直径	仕立て方法	主伐時期
省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	75 70年

○その他必要な事項

日高地域森林計画に合わせた記載事項の修正

・・・P.28

・修正前

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

↓

・修正後

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや~~林業経営コンサルタントなど、~~経営の多角化や・協業化、合併等による広域化を~~進めを支援し~~経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

~~また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。~~

【平取町森林整備計画（町独自）の変更】青字にて記載

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

○森林整備の現状と課題

森林面積等の変更

・・・P.1

・修正前

町域の85%を占め62,500haの森林は、国有林41,511ha（令和4年度北海道林業統計より）、民有林20,975haで、民有林の内訳は人工林7,313ha、天然林13,260ha、その他401haで、人工林の内カラマツ林が62.97%となっています。その主要樹種のカラマツは、今計画期間に標準伐期齢以上に達するものが約2,775haあり、再造林の推進が重要な課題となっています。（令和5年度確定版9月1日現在森林統合クラウドシステムより）

↓

・修正後

町域の85%を占め~~62,500~~ 62,487haの森林は、国有林41,511ha（令和45年度北海道林業統計より）、民有林~~20,975~~ 20,966haで、民有林の内訳は人工林~~7,313~~ 7,283ha、天然林~~13,260~~ 13,273ha、その他~~401~~ 410haで、人工林の内カラマツ林が~~62.97~~ 63.15%となっています。その主要樹種のカラマツは、今計画期間に標準伐期齢以上に達するものが約~~2,775~~ 2,775haあり、再造林の推進が重要な課題となっています。（令和56年度確定版9月1日現在森林統合クラウドシステムより）

○森林整備の基本方針

流域治水について記載事項修正、文化的景観について記載追加

・・・P.2

① 流域治水について記載事項修正

・修正前

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、沙流川流域にかかる森林については、河川管理者や森林管理署と連携し、森林の自然の保全により健全な森林資源を確保することとし、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等の推進に努めます。

↓

・修正後

また、近年の森林に対する~~道民~~町民の要請を踏まえ、森林の自然の保全により健全な森林資源を確保することとし、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともにし、沙流川流域にかかる森林については、河川管理者や森林管理署と連携し、森林の自然の保全により健全な森林資源を確保することとし、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等の推進に努めます。平取町地域防災計画に基づき、国や道と連携し、土砂災害を防止するための計画的な整備（治山施設の配置、急傾斜地崩壊防止工事等）や林道等の路網整備の効率化を推進します。

② 文化的景観について記載追加

・追加

特に、平取町景観計画に基づき、必要に応じて景観形成に考慮した保全を行うとともに、平取町文化的景観保存計画における沙流川流域の景観については、自然再生の実施と新たな森林資源利用の管理手法についても配慮することとします。

○作業路網の整備に関する事項

川向線3号について記載追加

・・・P.26

・追加

開設 ／ 拡張	種 類	区分	位 置 (市町 村)	路線名	延 長 及 び 箇所数	利用 区域 面積	前 半 5カ年 の計画 箇所	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道		平取町	川向線 3号	1.5		○	⑥	

○森林保護に関する事項

林野火災の予防方法について、森林の総合利用の推進に関する記載事項の修正

住民参加による森林の整備に関する事項について記載追加

・・・P.32、34

① 林野火災予防方法について

・修正前

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。



・修正後

近年、全国各地で大規模林野火災が相次いでいることから、山火事等の森林被害を未然に防止するため、~~林内歩道等路網~~の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、~~防火線、防火樹帯等の整備を推進すること~~とします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、~~効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設~~を設置することとし、~~入林者には、防火指導を徹底し、山火事注意喚起を積極的に行い~~ます。

② 森林の総合利用の推進に関する記載事項の修正

・修正前

当町では、アイヌ文化の総合的な伝承と生活基盤を構築するイオル（アイヌの伝統的生活空間）再生事業が行われており、二風谷地区の町民の森は、優れた自然景観、アイヌ文化に有利な自然素材が多く育つ森林であることから「イオルの森」として、アイヌ文化の振興と保全、並びに町民の保健休養、体験学習の利用を図るべく独自の施業方法により、森林整備を図るものとします。



・修正後

当町は、イオルネットワーク構想のもと、「イオル整備事業」や「21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト～コタンコロカムイの森づくり～」等の取り組みが行われています。これらのアイヌ文化伝承を目的とした森づくりの取り組みについて関係機関と協力し、森林整備を図るものとします。

③ 住民参加による森林の整備に関する事項について記載追加

・追加（青字部分）

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから 森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその森林整備を進めるとともに、 森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

特に、子供たちが身近に木にふれあうことで森林・林業への関心を持つきっかけづくりとするために、関係機関と協力し、木育事業（木育教室等）を推進します。

（計画が有効となる年月日） 令和8年4月1日